

## 岩倉市ごみ収集容器購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ収集容器購入費の一部を補助することにより、ごみ集積場所の環境整備を促進し、景観及び衛生面での美化の向上を図るために交付する岩倉市ごみ収集容器購入費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区 岩倉市区長会の設置等に関する規程（昭和63年岩倉市訓令第5号）第3条に規定する区のうち別表に定める区をいう。
- (2) 区長 岩倉市区長会の設置等に関する規程第4条に規定する区長をいう。

### (補助対象ごみ収集容器)

第3条 補助金の交付の対象となるごみ収集容器（以下「対象ごみ収集容器」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 区が設置するものであること。
- (2) 本体がネット等で覆われ、収集するごみ袋がこぼれ落ちない構造であること。
- (3) カラス等による鳥獣害を防止するための開閉式の蓋が設置されていること。
- (4) 折りたたみ式であること。

### (補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象ごみ収集容器の購入に要する費用とする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1基当たり30,000円を上限とする。

### (事前協議)

第6条 区長は、対象ごみ収集容器を購入する前に、設置場所等について市長と協議するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする区長は、岩倉市ごみ収集容器購入費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象ごみ収集容器のカタログその他の対象ごみ収集容器の仕様が確認できる書類
- (2) 領収書その他の対象ごみ収集容器の購入に要する費用が確認できるもの
- (3) 対象ごみ収集容器を設置したことが分かる写真
- (4) 対象ごみ収集容器の設置箇所が分かる地図

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした区長に対し、岩倉市ごみ収集容器購入費補助金交付決定通知書(様式第2)により通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた区長は、岩倉市ごみ収集容器購入費補助金交付請求書(様式第3)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区	大市場町 下本町 中本町 東町 中野町 本町（上市場） 本町（北口） 本町（門前） 西市町 新柳町 鈴井町 泉町 八剣町 井上町 神野町 石仏町 北島町 野寄町 大地町 中央町 川井町 大山寺町 稻荷町 曾野町 南新町
---	---